

会議名	第10回千郷地域協議会		公開
日時	平成30年12月12日(水) 午後7時00分～午後7時50分	場所	西部公民館 多目的ホール
出席者	(委員) 古本喜之、今泉隆男、竹下松太郎、老平悦朗、物部恭喜、鈴木勝吉 山本松宏、中尾知久、岩瀬功、大木英男、村田憲治、市川博三 西妻正好、鶴井良久、丸山正雄、西野雄次、近藤武、森野真智子 岡山 薫、長瀬三平、御宿三男、田嶋正吾、中野克俊、玉井悦子 鈴木ゆみ子、鈴木誠、老平千昌、杉下尚由、仲井敬太郎		
	(事務局) 千郷自治振興事務所：鈴木所長、宮本主査 企画部自治振興課：中村主査		
欠席者	(委員) 宮原麻衣子	傍聴者	なし
配布資料	次第 協議事項(1)及び(2)に伴う資料1～4 連絡および報告事項(1)及び(2)に伴う資料5～6		

議題・議事・発言等 (要点記録)

1 開会

会長(山本松宏氏)より開会にあたり、本日の出席者数が定数に達している旨の説明と、これに伴い本協議会が成立することの報告を行った。

会長あいさつ

会長が挨拶を行った後、次第に従い2協議事項の移る。

議事録署名者選出

議事に先立ち、会議録署名委員を会長より指名。
今回は「田嶋正吾」委員、「中野克俊」委員の2名を指名し、お願いすることとなった。

2 協議事項

会長の進行により次第に従い協議に入り、それぞれ事務局より協議内容及び配布資料説明等がされ、議案ごと採決を行った。

(1) 次年度地域協議会委員構成について

本案件については、前回協議会で運営要綱どおり区長会による推薦で決めることとし、区長会に委員構成等も含めすべて一任している旨の説明後、区長会として代表区長の村田委員より、資料1及び資料2の説明がなされた。

前年度地域協議会からの申し送りとして3年継続委員を出さないこととされていたが、区長会での話し合いの結果、現在4名の2年継続委員のすべてを申し送りどおり次年度継続委員とすることを廃止するのではなく、段階的に行うこととし平成31年度の委員構成には3年継続委員として2名留任していただくことと区長会で意見がまとまったとのことであり、その委員については現会長山本松宏委員及び現副会長（筆頭）鶴井良久委員の両名に留任していただくこととされ、既に両者共に留任することに対し承諾を得ているとのことであった。

このことにより、次年度の委員構成は前年度地域協議会委員として2名減の28名となることの説明があり、この件について意見や質問等もなく全会一致で可決決定された。

（2）次年度に向けての地域活動交付金事業募集チラシ（案）等の確認及び積極的な事業活用推進について

前回協議会において、次年度の地域活動交付金事業における募集要件や審査内容及び交付金の補助率などにおいて、前回の地域協議会ですべて本年度同様ということで決定されていたことから、次年度地域活動交付金事業における募集チラシ（案）を事務局より提示し、その内容等について最終確認と、あわせて千郷地域活動交付金の地域の方の積極的な活用推進を図るにはどのような事が考えられるか併せて協議がされた。

また、募集チラシ（案）については本日承認されれば、事務局により平成31年1月中旬に予定されている市からの区長発送文書にて回覧を依頼することを考えていることの事務局からの説明後協議に移った。

（主な委員からの発言内容等）

（委員）前回の地域協議会で地域活動交付金事業については、本年度同様で行くこととして可決決定されたが、再度見直しを行い気になる点として、今回改めて確認の意味も含め発言する。一つ目は、募集チラシの最終面に（1）事前相談（3月）とあるが、事前相談であるため（随時）として改めた方が良いのではないかと。二つ目は交付金の補助率について、申請件数も少なく予算枠としては余裕があることから、積極的な活用を推進する意味でも、この際現状では30万円を超えた場合は超えた部分に対して90%以内としているが他地域の協議会と同様に100%としてはどうか。ただし、1事業の交付限度額は50万円を据え置きとすることは可能であるか。三つ目は申請要件の部分による、現在は16歳以上のものが10人以上参加する団体という要件であるが、10人以上となるとそれなりに大きな団体しか申請が出来ないことが考えられ、小規模な人数で構成される団体も申請可能に出来るよう、半分の5人程度に今からでも変更することは可能であるか。以上を伺いたい。

（事務局）前回の地域協議会の場で既に承認されている案件ではあるが、再度委員の皆さんで意見のありました件について協議いただき方針が再度承認決定されれば交付金募集要項などの変更に伴う事務手続きなどは必要となるものの可能です。

（会長）その他、これに関連したご意見等はあるか確認。（※特に意見等なし）

（会長）その他の意見等も無かったことから、意見のあった3点についてそれぞれ再度協議及び採決を行うこととした。

1点目として、事前相談時期を3月から随時に変更することについては、現在でも事務局は地域活動交付金事業を活用しようとする申請予定団体などと相談を受け付け、

随時対応していることもあり、あえて相談時期を3月のみに絞らないでも良いと思うが、委員の方のご意見を伺う。

(委員) 以前より各行政区等の役員変更や引継ぎの関係もあるであろうが、相談時期も早く申請受付終了間近にバタバタと申請が提出されていることも認識としてあるため、随時にすればそれだけ申請予定団体も助かるのではないかと。また、そうしたことに変更をするのであればしっかり地区への引継ぎとして知らせることを徹底してもらいたい。

(会長) その他意見等も無かったため、採決に移り変更することに賛成の委員は挙手にてお願いしたところ、賛成多数により相談は随時受付をするとのことに変更することで可決決定した。

(会長) 続いて2点目として、1事業の交付限度額50万円は据え置きとし、30万円を超えた部分についても交付金の補助率を100%にしてはどうかという件について、委員の方のご意見を伺う。

(委員) 今後はどのような地域活動においても交付金の補助率は100%とするということか。

(会長) そういうご意見です。

(事務局) 今までの補助率の経緯を説明すると、当初は責任ある申請団体を要件としてすべて一割負担を統一に始まったが、事業を進めていく上で地域協議会において協議が行われ、30万円を超えた部分についてのみ90%となり現在に至る。また、他地域の例をみると、千郷地域以外ではすべて交付限度額は違うにしても、補助率は100%であるため、そうしたことを加味したご意見と考えられるため、これを踏まえ協議を進めて頂きたい。

(委員) 100%の補助率に変更することについては異論ないが、本地域自治区内では皆さんご承知のとおり、残念ながら不正問題が起きたこともあるため、仮に100%とするのであれば事後調査を徹底し公金が不正に活用されていないか否かを判断する仕組み、例えば地域協議会委員により確認作業を行う事や事務局のチェック機能をさらに強固なものとしてほしい。

(事務局) 現在のチェック体制の説明と、今までは実施されていなかったが、先ほど委員さんのご意見にもあったように、不正受給があった現状を踏まえ進捗管理として中間報告や、また、すべての活動について現地へ行く事を実施している旨の説明を行った。また、経理については実績報告書提出による写真や領収書などにおいて申請どおりの資金使途であるか否かをチェックしていることの説明を行った。

(会長) 経理においては申請団体が責任を持って実施して頂くことがまず一番重要であることと考えられ、それを徹底することが重要であると考え。また、活動については申請団体が活動実施する際確認をすることは可能であるが、経理をすべて細かく協議会がチェックしていくことは、これも難しいと考えられ事務局に信用して任せる以外ないが、今後は意識として地域協議会でもそうした部分で事務局をサポートできる体制づくりが出来ると良いと思う。

(委員) 交付金は必ず振込みについてやりとりが行われるはずであり、実績報告書に添付されている領収書だけのチェックに加え、今後は通帳の写しも提出していただくことは考えられないか。過去不正があった案件は架空の領収書を実績として報告した事が問題とされていることもあり、今後そのような事が二度と行われなように通帳の写しの提出を義務付けることを提案したい。そうした事は可能か。

(事務局) 地域協議会の皆さんで協議いただき、千郷地域は必ず通帳の写しを義務付

けすることで決定すれば今後そのようにすることは可能です。しかし、活動に係る支払いのすべての金銭のやりとりが通帳を通して行われている案件ばかりではないことから、それらは通帳に記帳されていないケースも出てくると思われる。

(委員) すべての申請団体が概算払いによる前払いにより会計処理をするとは限らず、立て替えが出来る団体についてはそうした経理を行わないケースも考えられる。

(委員) 必ず記帳を徹底させればそうした問題も解消されると思うが。

(委員) 通帳の写しを義務付けするとのことであるが、行政区が申請させる場合については、区での会計の出入りも多くそれを該当する部分についてのみでも写しを提出義務にするのはどうであろうか。口座振込であれば当然金融機関の振込み依頼書が実績報告書にも添付されており、それによる確認でも間違いようがないので良いのではないか。

(委員) すべてを通帳をとおしての経理が全申請団体難しいとのことであれば、例えば、少額のもの領収書でも良いが、幾ら以上は必ず振込みによる支払いとし、例えば3万円以上の支払行為が発生する案件については必ず振込みとするなどの対応を検討してみてもどうか。

(委員) 事務が繁雑になる事ことだけは避けなければならない。

(委員) 事務の繁雑は避けるべきではあるが、過去の事例のような不正受給や仮領収書による実績報告書の提出などのリスクを回避するため、できる限り通帳の写しやそうした部分のチェック体制、仕組み、提出書類など考えるべきではないか。

(委員) 振込みに係る手数料は交付金の対象として事業費を計上することは可能か。

(事務局) 手数料も交付金の交付対象となります。

(委員) 団体によっては自己資金が確保出来ず、やむを得ず申請を取りやめ無くてはならない案件が発生することも考えられ、さらに先ほどから通帳の写しの提出義務付けするとのことであれば、自己資金が確保出来ない団体は申請すら出来ない事に繋がらないか心配がある。

(事務局) 概算払い請求という制度があるので、申請団体には事前相談の際そうした自己資金の確保ができず、先に交付金を交付してほしい旨の相談があれば、そうした制度を利用することはお伝えしているので、そうした心配はないと考えられる。

(委員) 前払いのような制度があることを地域の申請しようと考えている団体が知らないこともあるので、周知徹底をお願いしたい。

(事務局) 今後も事務局としてきちんとそのあたりは説明を徹底していく。また、委員の皆さんにも、仮に申請したいが自己資金の確保が出来ないから申請出来ないなどの相談や声が地区の中であった際は、教えていただいたり、事務局へ行って相談してみたらと声をかけていただけるとありがたい。

(会長) その他意見等も無かったため、次年度から100%の補助率とし、これに伴い、支払いが3万円を超えるものについては必ず振込みを義務付けすること、通帳の写しの提出を義務付けすること、こうしたことに変更することに対し採決に移り、変更することに賛成の委員は挙手にてお願いしたところ、賛成多数により可決決定された。

(会長) 続いて3点目の、申請要件である10人以上の構成員により組織される団体を、5人以上と変更する件について、意見を求めたが特に意見も無く採決に移り変更することに賛成の委員は挙手にてお願いしたところ、賛成多数により可決決定された。

以上2議案ともに可決決定され協議事項を終了し、次回地域協議会では本日の協議

内容を踏まえ変更した地域活動交付金事業の募集要件や地域への回覧チラシ等を確認いただくこととなった。

3 連絡及び報告事項

(1) 地域計画策定分科会による進捗状況について（報告）

資料5 鶴井分科会委員長より地域計画策定分科会において策定途中であるリーフレット（案）の説明及び確認と、委員に対し意見を求めた。（※特に意見なし）

(2) 平成30年度地域自治区予算事業進捗状況について（報告）

資料6 事務局より本年度の地域自治区予算事業（(1)交通安全施設整備事業、(2)地域人材育成事業）について事業完了報告を行った。

(3) 「第9回 地域計画策定分科会」の日程について

次回：平成31年1月9日（水）午後7時から 西部公民館 会議室

(4) 「第11回 地域協議会」の日程について

次回：平成31年1月23日（水）午後7時から 西部公民館 多目的ホール

4 閉会